

第68条 (略)
2・3 (略)

(固定資産税の納税通知書)

第69条 第67条第3項の規定により固定資産税額の全額を一の納期において徴収する場合を除き、固定資産税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額 をその納期の数で除して得た額とする。

第68条 (略)
2・3 (略)

4 第1項の規定によって固定資産税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該納税者に係る都市計画税を併せて賦課し、及び徴収する。ただし、市長が都市計画税を固定資産税と併せて賦課し、及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合においてはこの限りでない。

(固定資産税の納税通知書)

第69条 第67条第3項の規定により固定資産税額の全額を一の納期において徴収する場合を除き、固定資産税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額 及び都市計画税額 をその納期の数で除して得た額とする。

提案理由

令和9年度から都市計画税を廃止するため。